

県税の不均一課税について

(産業未来共創補助金関係)

令和7年度版
鳥取県

鳥取県内において、産業未来共創事業（成長・規模拡大型、一般投資型に限る。）のために使用する設備を新增設した法人又は個人は、一定の要件を備える場合に限り、県税である不動産取得税について、不均一課税（税率の軽減）の適用を受けることができます。

1 不均一課税の要件

鳥取県産業未来共創補助金の交付の決定を受けた産業未来共創事業（成長・規模拡大型、一般投資型に限る。）であること

(建物)

鳥取県産業未来共創条例第4条第1項に規定する知事が認定した対象事業に関する計画において取得を行うことを定めた建物であること。

(土地)

対象建物の建設着手前1年以内に取得していること。

2 不均一課税の適用

新增設された建物及びその敷地である土地の取得に対する税率が、通常の税率（建物：4%、土地3%）から0.4%に軽減されます。

ただし、土地のうち対象となる建物の敷地（対象となる建物の垂直投影部分）とならない部分については、不均一課税の対象となりません。

(注) 建物を承継取得した（前の所有者から引き継いだ）場合、その取得年月日を建物の建築着手年月日として扱います。

産業成長応援補助金、企業立地事業補助金の交付の決定を受けた事業も、不均一課税の適用を受けることができます。



3 申請書の提出期限

次のいずれか最も遅い日までに所定の申請書を提出してください。
なお、申請書には交付決定通知書の写しなどの書類の添付が必要です。

法人	個人
① 新增設した工場等の家屋を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日	① 事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の3月15日
② 法人事業税の延長申告期限	② 個人事業税の延長申告期限
③ 産業未来共創補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日	③ 産業未来共創補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日

- (注) ① 正当な理由なく、期限までに申請がない場合は、不均一課税の適用を受けることができません。
- ② 地方税法の規定により、取得日の翌日から起算して5年を経過した日以後は、不均一課税の決定をすることができません。
- 上記申請期限にかかわらず、取得後は早期に事業の用に供し、申請書を提出してください。

～申請の手続きなど詳しいことは、最寄りの県税事務所にお尋ねください～

- 東部県税事務所 課税課（鳥取県鳥取市立川町6丁目176）
TEL 0857-20-3516（ファクシミリ：0857-20-3519）
- 中部県税事務所 課税課（鳥取県倉吉市東巖城町2）
TEL 0858-23-3110（ファクシミリ：0858-23-3118）
- 西部県税事務所 課税課
（鳥取県米子市加茂町1丁目1 米子市役所本庁舎2階）
TEL 0859-31-9624（ファクシミリ：0859-31-9613）

